

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧して記載する。

ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9、13及び16から19までと同様とする。

b 住所（居所）変更届

例施規様式第3（第4条関係）

住所（居所）変更届	
	（平成 年 月 日）
特許庁長官 殿	
1 住所（居所）を変更した者	
識別番号	
旧住所又は旧居所	
郵便番号	
新住所又は新居所	
氏名又は名称	㊞ 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	㊞ 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>


〔備考〕

1 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35条）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。

- 2 様式1の備考1から3まで、5、6、9、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1及び3から6までと同様とする。この場合において、様式第2の備考6中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

c 印鑑変更届

例施規様式第4（第4条関係）

印 鑑 変 更 届		
（平成 年 月 日）		
特許庁長官 殿		
1 印鑑を変更する者		
識別番号		
住所又は居所		
氏名又は名称		
新印鑑		
2 代理人		
識別番号		
住所又は居所		
氏名又は名称	⑨ 又は <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;">識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		

〔備考〕

- 「印鑑を変更する者」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項及び実用新案法施行規則第23条第1項、意匠法施行規則第19条第1項及び商標法施行規則第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする新印を押さなければならない。
- その他は、様式第1の備考1から3まで、5、13から19まで並びに様式第2の備考1から3まで同様とする。

5 識別ラベルをはり付けることによる押印の省略

手続をする者（その者の代理人を含みます。）が、その手続に係る書類に特許庁長官が交付したその者の識別ラベルを、特例法施行規則、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は現金手続省令の様式で定めるところにより、はり付けた場合には、押印を省略することができます（例施規5(1)）。